



119番通報

119番通報をすると、消防署の通信指令室につながります。通信指令員は、少しでも早く消防車や救急車を出動させるため、必要なことから順に聞いていきます。落ち着いて答えましょう。

消防署からのお願い

→「サイレンを止めて来てほしい」という人がいますが、緊急自動車は赤色灯の点灯とサイレンを鳴らして走行することが法律で義務付けられています。

→誤って119番にかけてしまった時は、間違ったことを伝えてください。一方的に電話を切られた場合は、確認のために、消防署から電話の呼び返しなどを行います。

※119番は緊急電話です。火災の問い合わせや病院の紹介などはできません。

災害火災情報案内 ☎47-3000

住宅用火災警報器を設置しましたか？

住宅火災では、就寝時間の深夜0時から午前4時までに発生する火災で死者が出る割合が大きくなっています。また、火災による死亡原因の約半数は逃げ遅れによるもので、夜間に発生した火災では逃げ遅れるケースが後を絶ちません。住宅用火災警報器を設置することは、火災に早期に気づき、悲惨な事故を未然に防ぐことにつながります(消防法及び火災予防条例により平成23年6月1日から、全ての住宅に設置が義務付けられました)。

住宅用火災警報器ってどんなもの？

煙を感知して、火災の発生を警報音や音声で知らせてくれます。「煙式」と「熱式」がありますが、通常は「煙式」を設置します。台所など水蒸気が発生する場所などに設置する場合は「熱式」を設置します(室蘭市では、台所に設置義務はありません)。また、電池を使うタイプと家庭用電源(100V)を使うタイプがあり、電池を使うタイプは、電池切れ警報が鳴り、電池の交換時期を知らせてくれます。

聴覚が不自由な人のためには、光や震動で火災を知らせるタイプのものがあります。

どこに設置すればいいの？

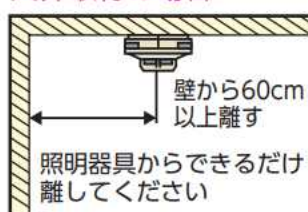
- ◎ 普段、寝室に使用している部屋に設置
- ◎ 寝室が2階にある場合は、階段の上部にも設置
- ◎ 子供部屋(寝室)に設置
- ◎ 来客が就寝する部屋は除く



取り付ける位置はどこ？

煙は部屋の角の部分に到達しにくい性質があるため、下図の要領で、天井または壁に設置します。エアコンなどの吹出口からは、誤作動を防止するために1.5m以上離して設置します。

天井取付の場合



壁面取付の場合



罰則はあるの？

設置しなかった場合の罰則はありませんが、いつ発生するか分からない火災から自分や家族を守るために、早急に取り付けましょう。



設置していて良かった住宅用火災警報器

- ◎ ガスコンロに鍋をかけたまま寝入ってしまったが、警報器が作動し大事に至らなかった。
- ◎ ガスコンロの火を消し忘れて外出したが、警報器の音に気づいた同じアパートの住人が119番通報したため、大事に至らなかった(他人の命や財産も守った)。
- ◎ このほか、住宅用火災報知器などのお問い合わせは、消防本部予防課(☎41-4133)にご連絡ください。

📢 火災に遭ったら

主な手続き



① 「り災申告書」の提出

「り災申告書」は、火災による被害を消防に届け出る書類です。この届け出に基づき、火災による損害を調査します。

② 「り災証明書」の申請

「り災証明書」は、火災に遭った人が保険金請求などの各種手続きをする際に、火災による被害を受けたことを証明するものです。り災した人が、必要事項を記入した「り災証明申請書」で申請し、消防が発行します。



③ 焼け跡の後片付け(右記参照)と修理・再築の手配

④ 保険会社への連絡と保険金請求書類の取りそろえ

⑤ 仮住まいの手配

⑥ 電気・ガス・水道・電話・郵便などの手続き

⑦ 証書類の再交付(保険証、年金手帳、預金通帳、自動車運転免許証、クレジットカード、マイナンバーカードなど)

⑧ 税金の減免申請(所得税、住民税、固定資産税、自動車税、軽自動車税など)

焼け跡の片付け

消防、警察および保険会社の現場調査が終わったら、焼け跡の片付けをしてください。

① り災した廃棄物を処分する場合

西いぶり広域連合の規程により、廃棄物の処分手数料が減免されます。ただし、受け入れできない物もありますので、減免申請の際には、事前に西いぶり広域連合事務局(☎59-0705)に相談してください。また、処分手数料の減免には「り災証明書」が必要です。

② 建物を処分または修理するまで空き家になる場合

割れた窓、壊れたドアや壁の穴などには板を張り付ける、割れていない窓や壊れていないドアは施錠するなど、外部から人が容易に侵入できないよう管理してください。また、トタン屋根や火災後の廃棄物が飛散しないように措置してください。



📢 消防団本部(消防本部総務課内) ☎41-4150

消防団は、仕事や育児をしながら「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活躍している団体です。



消防団の組織

室蘭市消防団は、団本部と市内全域を管轄する女性分団、地域ごとに第1分団から第11分団の10個分団で構成され、条例定数は292人となっています。



消防団の活動

地域住民の生命や財産を守るため、火災発生時の消火活動はもちろんのこと、地震や風水害などの大規模災害時における救助救出活動、避難誘導、災害防御活動などに従事しています。

災害時以外には、火災の予防や住民に対する防火思想の啓発のため、戸別訪問による防火指導や、火災発生危険期における巡回広報などの特別警戒を実施しています。

また、多様な災害に対応するため訓練・研修を実施し、専門的な技術や知識の習得を図っています。

消防団員の身分と処遇

消防団員は、特別職(非常勤)の地方公務員です。活動に対して報酬が支払われるほか、公務により病気・けがをした場合や死亡した場合には補償されます。活動に必要な制服や活動服などが貸与されます。

消防団員を募集しています

入団資格は、市内在住の18歳以上の人で、心身ともに健康であることです。若いあなたの力を地域の安全と安心を守るために役立ててください。

